資料１

詐欺的な悪質商法に係る対策パッケージ関係省庁連絡会議運営要領（案）

令和８年 10 月 30 日
詐欺的な悪質商法に係る対策パッケージ関係省庁連絡会議決定

１．目的

本連絡会議は、「詐欺的な事案の破綻により多数の消費者に深刻な財産被害を及ぼす悪質商法に係る対策パッケージ」（令和８年９月公表）を踏まえ、悪質商法対策に関する関係省庁間の情報共有、意見交換及び連携推進を図ることを目的とする。

２．構成

（１）本連絡会議は、別表に掲げる関係省庁の職員をもって構成する。なお、事務局は必要に応じて構成員を追加することができる。

（２）構成員は必要に応じて代理の者を出席させることができる。

３．運営

（１）本連絡会議の進行その他運営に関する事務は事務局が行う。

（２）事務局は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、会議への出席を求め、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

４．会議の公開

（１）本連絡会議は、非公開とする。

（２）事務局は、本連絡会議終了後議事概要を作成し、公表するものとする。ただし、公表することにより行政運営に支障を及ぼすおそれがある情報については、その全部又は一部を記載しないことができる。

（３）会議資料は、原則として公表するものとする。ただし、公表することにより行政運営に支障を及ぼすおそれがある場合、その全部又は一部を公表しないことができる。

５．事務局

本連絡会議の事務局及び庶務は、消費者庁消費者政策課において処理する。

６．その他

本要領の改廃その他本連絡会議の運営に関する事項は、事務局が構成員と協議の上、定める。

別表

詐欺的な悪質商法に係る対策パッケージ関係省庁連絡会議　構成員

警察庁	生活安全局　生活経済対策管理官
金融庁	文書課長
法務省	刑事局　総務課　官房参事官
国土交通省	総合政策局　共生社会政策課長
消費者庁	消費者政策課長
	消費者政策課　財産被害対策室長